



Title	相撲における「女人禁制の伝統」について
Author(s)	吉崎, 祥司; 稲野, 一彦
Citation	北海道教育大学紀要, 人文科学・社会科学編, 59(1): 71-86
Issue Date	2008-08
URL	http://s-ir.sap.hokkyodai.ac.jp/dspace/handle/123456789/933
Rights	

相撲における「女人禁制の伝統」について

吉崎 祥司・稲野 一彦

北海道教育大学岩見沢校社会学研究室

On the Tradition of Sumo Wrestling Being “Off Limit” to Women

YOSHIZAKI Shoji and INANO Kazuhiko

Department of Sociology, Iwamizawa Campus, Hokkaido University of Education

概 要

相撲は、神道との関わりを理由に、土俵上に女性を上げないという姿勢をとっており、それは「伝統」とされている。しかし相撲の歴史をひも解いてみると、女性と相撲は古来より密接な関係を保ってきたことが明らかになる。宗教・差別・相撲の歴史などの諸側面・諸次元から相撲における「女人禁制の伝統」を批判的に検証することによって、「相撲は神道との関わりがあるから女性を排除する」という論理が、明治期以降に、相撲界による地位向上などの企図にもとづいて虚構されたものであるという帰結が導き出される。これは、「性別役割分業」がすぐれて近代的所産（ないし近代における再編強化）であるという社会学あるいは女性（史）学の基本仮説を、文化（スポーツ）領域においても実証するものであろう。

はじめに

平成19年（2007年）9月19日大相撲秋場所11日目の一番（「豪風対豪栄道」戦）で一人の女性が土俵に上がるという「事件」があり、マス・メディアで大きく取り上げられることとなった。日刊スポーツは、「7世紀から続く約1400年の大相撲の歴史の中で初めて、土俵の女人禁制が破られるというハプニングが起きた」と書いた。しかし、この種の評論は、明らかに疑わしいものである。日本の史書に初めて「相撲」という文字が登場するのは采女による女相撲の記事であるし、江戸時代には盛んに女相撲が行われていたという事実が

ある。また、現在のような「俵」で仕切られた土俵が登場したのは江戸時代のことである。

しかし相撲の女人禁制の「伝統」が疑われることはほとんどない。筆者自身も相撲について研究するまでは、15年間相撲に携わり指導も行ってきたが、一般的に言われる相撲の女人禁制について疑いを持つことはなかった。「国技」「伝統」「神道」などと言われてしまうと、信じざるを得ないというのが正直なところであった。そこで本稿では、語り継がれてきた相撲の「女人禁制の伝統」を批判的に検証していく。

I. 女人禁制や女性差別の実態

1. 相 撲

「大相撲は神事にに基づき女性は土俵に上げないという伝統がある」¹、という「日本相撲協会」の見解に基づき、土俵の女人禁制の姿勢が維持されている。この禁制は力士のみならず、行司、呼び出し、親方など土俵に上がる者全てに適用される。

相撲における女人禁制が注目され始めたのは、昭和53年（1978年）からと思われる。「わんぱく相撲東京場所荒川区予選（5年生の部）」で準優勝した一人の少女が、蔵前国技館での決勝大会への切符を手にしたものの、日本相撲協会から出場を拒否されるということが起こった。これに対し、当時の労働省婦人少年局長森山真弓は、女性差別として日本相撲協会に抗議したが受け入れられず、結局少女が蔵前国技館の土俵を踏むことはなかった。そして約10年後の平成2年（1990年）初場所を前に、女性初の官房長官となった森山は、本場所の優勝力士に土俵上で内閣総理大臣杯を手渡したいと日本相撲協会に申し入れたが、これも拒否された。平成12年（2000年）全国で始めて女性知事となった太田房江も、大阪府知事賞を手渡したいと日本相撲協会に申し入れたが、同様に拒否された。平成12年は男女共同参画社会基本法が施行された年でもあり、とくにインターネット上などでは、男女平等を主張する女人禁制反対派と“伝統”を重視する女人禁制賛成派による議論が盛んになっていた。

日本相撲協会は女人禁制の姿勢を貫いてはいるものの、土俵の女人禁制そのものはたびたび脅かされている。「豪風対豪栄道」戦の際の出来事は先に見たとおりであるが、「名古屋場所」の「恒例行事」においても女人禁制が脅かされていると言える。これは、千秋楽で、表彰式などが全て終了したのちに、観客が土俵に押し寄せて俵を奪い合うというものである。「呼び出し」の許可が下りると、男女の隔てなく人々が土俵にあがり、スコップなどで俵を掘り、奪い合って持ち帰るようであるが、いつ頃からか「縁起物」とされ、大阪

場所でも始まったらしい。これに対し、日本相撲協会幹部は「神送りの儀式が済んだ後なので、黙認している」とコメントしているという²。

2. 神 道

神道における女人禁制や女性差別の考察にあたって鍵となるのは、その「穢れ」の思想である。すなわち、神道の「穢れ思想」では「死」「血」³「出産」をそれぞれ「死穢（＝黒不浄）」「血穢（＝赤不浄）」「産穢（＝白不浄）」という穢れとみなし、忌避する。そのさい、穢れには、触れることで伝染するという「触穢観」が古くからあったことから、黒不浄や赤不浄、白不浄の状態にある人々を一定期間隔離するという習慣があった。

穢れの中で相撲の女人禁制と関わりがあるのは赤不浄と白不浄である。地域差はあるが、赤不浄や白不浄の状態にある女性を、月小屋や産小屋（産屋）と呼ばれる別の住居で一定期間生活させるという習慣が日本に存在していたことはよく知られている。その月小屋や産小屋に触穢観が密接に関わっており、火から穢れがうつると考えられたため、穢れの状態にいる人々とそれ以外の人々で煮炊きを別にする必要があったのである。

こうして、神道における女人禁制や女性差別は穢れ思想に基づいていると考えられるが、この穢れ思想が日本の歴史において、長期にわたって、人々の生活と密接に関わり、影響を及ぼしてきた。日本相撲協会は、この神道の穢れ思想を、相撲における女人禁制の根拠としているのである。

3. 仏 教

仏教においても神道と同様に、女性差別的な教義が多く見られる。なかでも、仏教の女性差別が議論される際に必ず登場するのが「血盆教」である。「血盆教」は、成清弘和や宮田登が述べているように、明代に中国で成立した偽経であるが、我国に室町時代に伝来してから広く深く浸透していった⁴。仏教における女性差別に、「血盆教」が大きく関与していることは疑いない。とはいえ、室町時代に日本に伝来したということからは、両者の歴史的関連性は比較的浅いと言うこともできるだろう。そこで、「血盆教」成立以前からあった、

仏教における女性差別の例について検討しておくことが必要である。

「血盆教」以前の仏教における女性差別的な考えとしてとくに有名なものは、「女人五障説」と「變成男子（へんじょうなんし）説」であろう。女人五障説によれば、梵天、魔王、帝釈天、転輪聖王、ブツダの5つの地位には女性は女の体のままでは就くことができず、ために女性は成仏せず、死後安住の地を見つけることができない。そこで、成仏し安住の地を見つけるためには、女性の体から男性の体になりさえすれば良い、とするのが變成男子説である。鶴岡瑛は「〈變成男子〉など…鳩摩羅什の翻訳本には存在しなかった言葉が、六世紀頃になって鳩摩羅什本に挿入された」⁵としており、女人五障説や變成男子説が経典成立の頃から存在していたかは疑わしいが、古来より日本の仏教において女性差別的な表現が存在していたことは確かである。仏教においても女性差別的な実態があり、「血盆教」は室町時代以降に日本に伝来し浸透したものであるが、女人五障説や變成男子説は神道の穢れ思想と同等の歴史を持つものであるとすることができる。

以上のように相撲が女人禁制をとっており、神道に女性差別的な実態があることは確かであるが、同様に仏教にもまた女性差別的な実態があることは特記しておかなければならない。

Ⅱ. 相撲と各宗教の関わり

1. 神道

古くから相撲と神道は関わりがあったと日本相撲協会が主張するその根拠の部分に関わって、所作・様式と神事相撲の2点について検討したい。

力士の所作や土俵の様式などの中には、神道に由来しているとされるものが数多く存在する。まず土俵まわりについて言えば、現在は土俵の上部は吊り屋根になっているが、昭和27年（1952年）までは土俵の四隅に四本柱なる柱が立っておりその上に屋根がおかれていた。四本柱には四色の布がそれぞれ巻いてあり、四季と四神獣を表わすも

のであった。また、現在吊り屋根から垂れている四房は四本柱の性質をそのまま受け継いでいる。

次に土俵上での力士の所作についてであるが、力士が土俵上に撒く塩や、力士につけられる力水は禊祓のために行われることは広く知られている。また、四股や蹲踞の前に柏手が打たれるが、窪寺紘一は、「神事として発した相撲の柏手も、ちょうど神社に参拝するときと同じ構えで行われる。したがって、柏手を打つのはたがいに挨拶をするためではなく、相手がいるいないにかかわらず、そこに神がいるという観念に基づいてなされる」⁶、と述べている。土俵上での柏手は神社での柏手からきているのである。

このように、力士の所作や土俵の様式などの中には、神道に由来しているとされるものが数多く存在する。

さて、日本各地には一風変わった「神事相撲」と呼ばれる相撲が存在しており、このことも相撲が神道と古くから関わりをもってきたとされる際の根拠となっているようである。全国各地で行われている神事相撲の全てを挙げることは困難であるが、最も有名な神事相撲の一つである「一人角力」について、新田一郎は次のように述べている。「伊予大三島（現、愛媛県越智郡大三島町）の大山祇（おおやまつみ）神社で、旧暦五月五日の御田植祭と九月九日の抜穂祭に際しておこなわれていた、『一人角力』の神事がある。現在は技芸の継承者がたえてしまっておこなわれていないというが、愛媛県の無形文化財に指定されていたこの神事は、精霊を相手に相撲を取る、したがって実際には一人で相撲の所作を演じるという特異な神事として、全国的に知られていた。精霊と人間との相撲は三番勝負で、一勝一敗から精霊が勝つ。精霊に勝たせ、敬意を表することによって、豊穰を祈願するのが、この神事の中心的なモチーフであった」⁷。「神事相撲」が各地で行われていた、または行われていることが、相撲と神道が古くから関わりがあったとされる所以の一つであることは確かである。

こうして、現在行われている相撲における力士

の所作や土俵等の様式が神道に由来していること、および神事相撲が各地で行われていた、または行われていることの2点が、相撲と神道が古くから関わりをもってきたと相撲界が主張する根拠であると考えられる。またこれらから、相撲と神道が古くから関わりをもってきたこと自体は疑いない、とすることができるであろう。

2. 仏教

現在大相撲では、初日の前日に土俵の安泰を祈って「土俵祭」が開催されている。土俵祭の最後には土俵に物を埋めるという儀式が行われるのであるが、その内容は次のようである。「土俵の中央には、約十五センチ角の穴を掘り、その中に『納め物』あるいは『鎮め物』と称するものを納める。それらは、勝栗・洗米・昆布・するめ・塩・榧（かや）の実などで、いずれも勝負に関係ある縁起物であるとともに、古くは正月の正式な食べ物であった」⁸。「『鎮め物』と称する」と述べられていることから、ただ縁起が良いから埋められるのではなく、土俵を鎮めるといった目的のためにこの儀式が行われているのでは、と考えられる。

村山修一は、「仏舎建築物については敷地を浄め、四方八方に五宝（瑠璃・珊瑚・瑪瑙・金・銀など）・五香（沈香・白檀香・紫檀香・沙羅香・天木香など）・五穀（大麦・小麦・小豆・胡麻・稲など）を埋める地鎮の作法がある」⁹、と述べているが、地鎮のために物を埋めるこの作法は、土俵祭における儀式の由縁なのではなかろうか。土俵祭は行司が神官姿になり祝詞を奏上し、会の終わりには参会者全員で“お神酒を頂戴する”など神道的要素が強いように見える。しかし土俵祭のメインである、物を埋める儀式は仏教の作法に由来しており、相撲と仏教との関係を垣間見ることができる。

次に、相撲と仏教の関わりを検討する際に重要なのは、仏教の経典である「妙法蓮華經安樂行品第14」である。「云何なるを、菩薩・魔訶薩の親近処（しんごんしょ）と名づくるや。菩薩・魔訶薩は、国王・王子・大臣・官長に親近せざれ。諸の外道・梵志・尼韃子等と、及び世俗の文筆・讚

詠（うた）の外書（げしょ）を造るものと、及び路伽耶陀（ろかやだ）・逆路伽耶陀の者とに近親せざれ。亦、諸有（あらゆる）、凶戯（たわむれ）・相扱（うちあい）・相撲と、及び那羅等の種類の変現の戯とに親近せざれ」¹⁰。

この「妙法蓮華經安樂行品第14」は特徴的な文章になっている。多くの文が「偉大な志を持ってさとりを求める者は〇〇に親しみ近づかず、かれらと交際せず、かれらに奉仕することはない」というようになっているのである。「〇〇」にはさまざまな対象が入るが、門馬幸男によれば、そのような「妙法蓮華經安樂行品第14」は、「排除（差別）のリスト」にはほかならない。このリストで対象とされている人々を抜き出すと、以下のようである。「王・王子・王の大臣・王の臣下。他の信仰を持つ輩・苦行者・托鉢者・アーjeeヴァカ教徒・ニルグラタ教徒。詩書や論書に専念する者。世事に関係ある呪文を信奉する人々・ローカーヤタ派の教徒。チャンダーラ・マウシュテイカ・豚肉業者・鶏肉業者・狩猟者・屠殺業者・遊芸人・詐欺師・相撲取。声聞の乗物をもとめる僧・尼僧・男女の信者・婦女子・大家・少女・処女・若い女」¹¹。「相撲取」が、「排除（差別）のリスト」の中に登場している。

この項の最後に、室町時代の女力士について見ておくと、文禄5年（1596年）刊行の「義残後覚」に、ある比丘尼が勸進相撲にたびたび参加していたことがわかる記述がある。「義残後覚」において、比丘尼が勸進相撲に登場する場面は次の如くである。「年のころ二十許なる比丘尼なり。行事、こは異なる人ぞと申ければ、比丘尼申けるは、さん候、我は熊野辺の者にて候が、常に若き殿原達の相撲を取せ給うを見及候に因て、人々とらせ給ふが浦山しさに、参りて候」¹²。「義残後覚」に書かれている室町時代の女力士の記事には注目すべき2つの点がある。1つは、女性が相撲を取っており、室町時代では相撲は女人禁制ではなかったということ、そして2つは、その相撲を取っている女性が比丘尼であるということである。

「妙法蓮華經安樂行品第14」と「義残後覚」か

ら明らかになるのは、相撲が神道ばかりではなく、仏教とも古くから関わりがあったということである。しかしこれまで見てきたように、日本相撲協会や相撲に関する著作の多くは神道との関わりだけを主張し、仏教との関係については（少なくとも）明示的でないように思われる。日本相撲協会の関係者や相撲に関する知識人であるならば、相撲と仏教との関わりを承知していないとは考えがたい。つまり、意図的に仏教との関わりを隠しているという見方も十分可能なのである。

以上のことから2つの仮説を導き出すことができるであろう。第一に、相撲にとって「妙法蓮華経安楽行品第14」が広く知れ渡ることは大きなデメリットとなるために、仏教との関わりを隠し続けてきた。第二に、たとえ「妙法蓮華経安楽行品第14」が知られたとしても、相撲が差別されていたことが人々の意識から消失しやすいように、「排除（差別）のリスト」中の他の対象である女性や屠殺業者を差別することで、相撲界の人々の地位の相対的上昇と、意識の次元での「排除（差別）のリスト」からの脱却を試みた（なお、この点については第4節で詳述する）。

3. 修験道

修験道は、本来年中山中にあり、祈祷や託宣の依頼を受けた時のみ人里に出たのだが、時代が下がるとともに里や町で暮らすようになり、逆に一年のうち時節を定めて山中に入って修行するのを常態とするに至った。秋の入峰修行は抖藪行（とそうぎょう）と言い、ひたすら歩き続けるのが原則で、ところどころで「宿」という仮小屋や洞穴に籠って儀礼や修行を行っていた。これを整理して十の世界に当てはめたのが「十界修行」である。

その十界修行の中の修羅道について、久保田展弘は次のように説明している。「第四は修羅道の行で、これを典型的に示すのが、人間の闘争心をそのまま示す、山伏同士の相撲大会である。ここでは、闘争と我慢が対のかたちで暗示される」¹³。山伏同士での相撲大会が行われるということであるが、山田によると、修羅道の目的は「押し合い揉み合うことによって、お互いの穢れを落とし、

自らの荒く猛々しい心を踏み鎮めると同時に不屈の心身を鍛えること」¹⁴であるらしい。穢れを落とすという宗教的な要素と、体を鍛えるという目的を兼ね備えた相撲は、修験道の修行にとって非常に有効なものなのであろう。

こうして、相撲が修行の中に取り入れられていることから、相撲と修験道は関わりがあったと言えることができるであろう。

たしかに日本相撲協会が言うように、相撲と神道は密接な関わりがある。しかし、相撲が仏教や修験道とも関わりがあったことも、おそらく疑いない。だとすれば、なぜ日本相撲協会は神道との関係ばかりを主張して、仏教や修験道との関わりは表に出さないのであろうか。仏教と修験道も、神道と同じく女性差別・女人禁制などの特性を持っている。日本相撲協会が土俵の女人禁制を貫く理由に、神道と併せて仏教や修験道の論理も組み込めば、神道の論理のみを組み込むよりも説得力を持つはずであろう。それにも関わらず神道との関わりのみを主張するということは、前述のように、仏教は日本の相撲界にとって“都合の悪い”宗教ということなのであろうか。

Ⅲ. 女性と相撲の関わり

1. 古墳時代

日本書紀の雄略天皇の記述部分に、女相撲最古の記事が見られる。「秋、九月に、木工韋那部眞根（こだくみゐいなべのまね）、石を以て質（あて）として、斧を揮（と）りて材（き）を斲（けず）る。終日に斲れども、誤りて刃を傷（やぶ）らず。天皇、其所に遊詣（いでま）して、怪び問ひて曰はく、『恆（つね）に石に誤り中（あ）てじや』とのたまふ。眞根、答へて曰（まう）さく、『竟（つひ）に誤らじ』とまうす。乃ち、采女を喚（め）し集へて、衣裙（きぬも）を脱ぎて、著犢鼻（たふさぎ）して、露なる所に相撲（すまひ）とらしむ。是に、眞根、暫（しばし）停めて、仰ぎ視て斲る。覚えずして手の誤に刃傷（はきずつ）く」¹⁵。この記述は、日本の史書に初めて「相撲」という

文字が登場する例として知られている。相撲は女人禁制であるとされるが、その相撲が初めて史書に登場する場面が、采女による女相撲であることは注目に値する。相撲は場所を選ばずどこでもできるものである。采女も雄略天皇に呼ばれ、その場で着替え、その場で相撲をしたようである。そのような特性を持つ相撲を、古来より女性に限って禁止したとは考え難い。

2. 室町時代

室町時代の女力士についての記述は、文禄5年（1596年）刊行の「義残後覚」に記載があったとして、次のように書かれている。

「或日、立石関にて出る時、行事申けるは、御芝居に相撲は尽申候哉。若（もし）御望の方御座候はゞ、只今御出候へ。左あらずば、名乗申候とよばゝりければ、出むといふ人一人もなし。かゝる処に、鼠戸よりも、暫く相撲をまち給へ。御望の方御座候と申程に、行事、其儀ならば早く御出候へと申ければ、出にけり。人々何たるいかめしき男なるらむとみる処に、年のころ二十許なる比丘尼なり。行事、こは異なる人ぞと申ければ、比丘尼申けるは、さん候、我は熊野辺の者にて候が、常に若き殿原達の相撲を取せ給うを見及候に因て、人々とらせ給ふが浦山しさに、参りて候。似合ぬ事にて、歴々の殿原達并居（なみい）させ給へば恥敷こそ候へと申ければ、芝居中是を聞て、如何様聞も及ばぬ不思議かな。急ぎ合せ給へといひければ、立石申けるは、かやうの微弱なる者は、十人も廿人も一つまみ宛にすべきに、争（いかでか）か某、おとなげなくも取るべきぞ。若（もし）小相撲の候はむに、合せ給へといひければ、比丘尼聞て、いやいやとる程ならば、勧進本にて上相撲を出し給え。左なくば取るまじくと申す。見物の貴賤是を聞て、誠に面白し。立石取れと、一同に所望しければ、力なく取にける。扱比丘尼は帷子を脱て出けるを、みれば鳥かるさんをぞ着たりける。行事、相撲を合する時、立石大手をひろげて、やつと云て構へければ、比丘尼、樋（つ）と入て仰（あおのけ）に突倒しける」¹⁶。この記述から、は当時の勧進相撲の様子をうかがうことが

できる。勧進元の取手に、寄手が挑んでいくという仕組みであり、芝居¹⁷の中からも自由に寄手として相撲に参加できた様子が書かれている。そして先の場面では比丘尼、つまり女性も寄手として参加できたことがわかる。草相撲や野相撲ではなく、勧進相撲でも室町時代には女性が相撲を取ることができたのである。室町時代の相撲において、女人禁制の様子は見る事ができない。

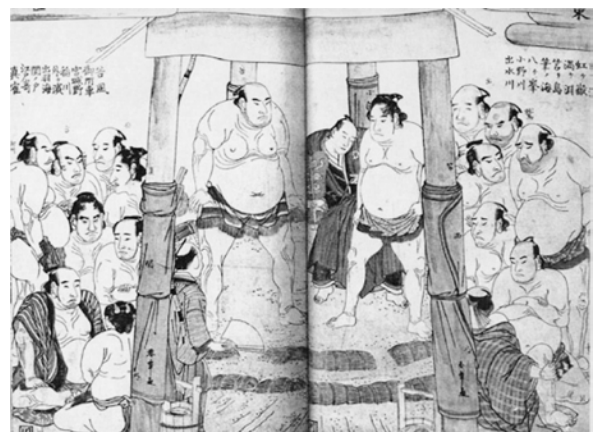
3. 江戸時代

① 女相撲

資料1は江戸時代の女相撲の様子であり、黄表紙に出てくるものである。資料2は勝川春章が描いた江戸時代の勧進相撲の様子である。2枚の絵の様子は酷似しており、4つの共通点が見られる。まず第1は力士の様子であり、裸体にまわし姿で



資料1 「鎌倉山女相撲濫觴」天明5（1785）年
出典：雄松比良彦『女相撲史論』、京都謫仙居、1983年、
p. 183。



資料2 「東西土俵入り」天明2（1783）年
出典：『別冊相撲夏季号相撲浮世絵』、ベースボールマガジン社、1975年、p. 39。

ある。第2は土俵の様子であり、天明年間から昭和6年（1931年）まで一般的であった二重土俵を用いている。第3は四本柱と、柱に巻きつけられた布や付属のもの。第4は土俵の外側に置かれた手桶であり、恐らく力水であろう。資料1を見る限り、女相撲も神道としての色彩が色濃くあったわけである。

現在の日本相撲協会の前身である「相撲会所」は、明和年間（1764～1771年）には制度が整っていた¹⁸。もし現在の日本相撲協会が主張する禁制の理由が真に伝統にあるのなら、たとえ女相撲と勧進相撲で異なる土俵を使っていたとしても、女相撲を禁止させようとする動きがあってもよいはずである。横山健堂は、女相撲が行われた場所について次のように述べている。「明治時代の中頃、やはり大角力の本舞臺、回向院に於いて女角力の興行があり、東北山形縣地方に行はれてゐた女角力が、角力技術を練習し、純然たる女角力といふ新趣味をもって出現した」¹⁹。大相撲の本舞臺回向院は、勧進相撲が行われていた場所である。明和5年（1768年）に初めて回向院で勧進相撲が行われ、寛政から文化・文政（1789～1830年）にかけては主にこの回向院で興行されていたという。また天保4年（1833年）冬場所から毎年2回、回向院で行われるのが通例となり、以後明治42年（1909年）までの76年間ここが定場所となったのである²⁰。先の女相撲が行われた「明治時代の中頃」と、勧進相撲が行われていた時期は重なるのである。つまり、回向院の土俵では同時期に女相撲も勧進相撲も行われていたと言える。おそらく、同じ土俵をもちいていたのではないかと推測される。そして明治42年（1909年）6月に、回向院境内に両国国技館が完成されたのである。女相撲が行われたこともある回向院に両国国技館ができたということである。

② 合併相撲

女性と相撲の関わりの中で特に重要なのが、江戸時代に行われていた女性と盲人による合併相撲である。合併相撲の様子は当時の黄表紙に書かれている。「赤沢山の角力取も、人にすぐれて大力

のあるものゆへ、きつとした役にもたつべきもの、角力取にしておくと惜しいことだといつて、これも工夫し、そのかはりに不用なる無能無官の座頭を西方と定め、はしばしなぞ切り見世の瘡搔（かさか）き女、これはほかに用い方ののきものゆへ、これを東方と定め、座頭と女の角力を興行する。（見物人）『なるほどこれは尤もだ』又今までは晴天十日なれど、これも晴天の時はそれぞれに見物も家業（かげう）をつとむるゆへ、その妨げにならぬやふに、これより雨天十日とさだむる。中入り後の取組は、目無川に瘡の海、杖が竹に鯨が橋、向ふ水に骨がらみ。こいらは見所のある角力也。行司は洪団扇をもつて立ち合はせる。その形馬鹿太鼓のひよつとこの如し。（行司）『さる折介さまより、浅草紙一帖鯨が橋にくださる。』（同）『手の鳴る方へ手の鳴る方へ』（同）『とらまへて突きのめそ』（見物）『な、ふぐりだ。負けるな負けるな』（同）『勝負がつかずは、水をかけて引き分けにするが、い、』（女）『あの子はよつほど手のある子だ。それだからたびたびよく泊りを取つた』按摩の三二文に切見世の五十文を加へて、札銭は一日八十文也。座頭鼯鼠の見物歯ぎしりをかみ、『それぞれ、杖のほうへぐつと組めぐつと組め』（座頭）『ア、取つ組んだら、気があじになつた』（女）『勤めのときなら、かう組むと百がものはありやす』²¹。女性と盲人による合併相撲が非常に差別色の濃いものであったことがうかがえる。これに関して横山は、「女角力はエロで発生して、グロで残骸を擁してゐるに過ぎない」²²、と述べている。

文中の「手の鳴る方へ手の鳴る方へ」「とらまへて突きのめそ」という部分からは盲人を見くびつたような、差別的な雰囲気が強ク伝わってくる。醜い様子であり「グロ」と言われる所以でもあるように思う。しかし前半部分を見ると「不用なる無能無官の座頭」とあり、これは書き手による部分である。このことから当時の社会全体として障害者に対する差別が、まかり通っていたように推測される。相撲の非常に醜悪な様子が窺えるが、それは相撲に限定したことなく、当時の社会全体に蔓延していた風潮なのであろう。

女性と盲人による合併相撲は二度の停止命令を受けている。一度目は明和6年(1769年)頃、そして2度目は明治5年(1872年)のことである。ここでは明和6年の停止命令に限るが、朝倉無聲は次のように述べている。「この座頭相撲と同時に、浅草寺境内で興行した盲と女相撲も亦日々大入りであったが、間もなく寺社奉行所から停止を命ぜられた。其理由は『藝海聞くのみ、記』に據ると、一座の女方は孰れも醜い大年増であつたが、中におくらといふのは、未だ年も若い上に、容貌も人目を惹くに足る程であつた。或時好色の定連申合はせ、興行人や世話人に金を與へ、當時の通言で天の岩戸という一件を依頼したのである。其一件を頼まれた世話人は、兼ねておくらに懸想し、度々口説いたのであるが、應じないのを恨んでゐた折柄なので早速に承諾し、豫め座頭共に申含め置いて、當日取組の節一人娘に聳八人と號け、おくらに八人の座頭をかからせ、衆人環視の裡に醜態を演ぜしめたのである。かゝることが再三に及んだので、終に寺社奉行所から、相撲小屋取拂ひを命ずると同時に、興行人と世話人とは、孰れも處刑されたのである」。²³合併相撲という名の下で、女性と盲人による性行為が公衆の面前で行われていたわけで、このように明和6年の女性と盲人による合併相撲の停止は、寺社奉行所が風俗の乱れを取り締まろうとしたものである。

以上が江戸時代における女性と相撲の関わりであるが、重要と思われる3点についておさえておきたい。第1に、女性と盲人による合併相撲停止の命令は相撲会所ではなく、寺社奉行所によるものである。第2に、女性と盲人による合併相撲は禁止されているものの、女相撲は禁止されていない。そして第3に、女相撲が、男性の勸進相撲の中心地である、回向院で行われたことがある。

③ 女性の観戦禁止

土俵上における女性と相撲の関わりを見てきたが、観戦の場における女性と相撲の関係にも目を向ける必要がある。女性は土俵上だけでなく、観戦の場からも排除されていたという歴史がある。窪寺は、「『勝った、負けた』で喧嘩が起こりやす

く、とても女の行けるところではなかった」²⁴、と書いている。また、工藤隆一は次のように述べている。「落語の中の江戸っ子は『おれは相撲を見に行つて五体満足で帰ってくるようなドジな男じゃねえ』と啖呵を切ります。夏目漱石の『坊ちゃん』には、江戸っ子の坊ちゃんが、山嵐と一緒に宿敵赤シャツの理不尽を質しにいくとき、『回向院の相撲のような心地よい喧嘩はできそうにない』と弱気になっている箇所があります」²⁵。窪寺、工藤は共に江戸時代の相撲場の安全性について言及しており、それが女性の相撲観戦禁止の理由だと言う。鼯鼠の力士が勝った負けたで観客同士連日喧嘩になっていた様子が『江戸繁昌記』に見える。「行司人、軍扇を乗(と)り、左周右旋、羸輪(えいしゅう)を判ず。而して観る者の情、西を悦び、東を愛す。勝敗未だ分かざるの間、鼯鼠為に憤り、徒らに虚勢を張る。髪は頭上の手巾(てぬぐひ)を衝き、手に両把(りょうは)の熱汗を捏(にぎ)る。腕を扼(おさ)へ齒を切(くふし)ばり、狂顛(きょうてん)自ら覚えぬ。扇揚れり。一斉喝采(ホメル)の声、江海翻覆す。各々物を抛(なげう)ちて纏頭(ハナ)と為す。自家の衣着(キモノ)、浄々投げ尽して甚だし。或いは傍人(ぼうじん)の短掛(ハオリ)を褌(ウボ)ふに至る」²⁶。江戸時代の女性に対する相撲観戦の禁止は女性に対する配慮から生まれたものであり、現在言われるような女人禁制とは異なるように思われる。

安全性が相撲観戦禁止の直接の理由だとすると、相撲観戦の女性への開放の動きも理解しやすい。まず寛政3年(1791年)には、当時の千秋楽である十日目の取り組みが女性に解放された。当時の千秋楽は幕内力士の取り組みはなく、番付が幕下より下位の力士の相撲しか行われなかった。幕内の取り組みに比べれば観客の熱気もそれほどではなかったろう。下位の取り組みでは鼯鼠の力士を巡った喧嘩なども起こらなかったかもしれない。そのため、危険性が低く女性も観戦できたのだらう、と推測される。また、「花相撲」と呼ばれる稽古のための興行も女性は見ることができ

た。これも、稽古なので最頂の力士を巡った喧嘩が起こるとは考えにくく、危険性が低かったために女性も見ることができたのではなかろうか。

そして明治5年（1872年）には2日目以降女性に相撲観戦が開放され、明治10年（1877年）には初日以降毎日女性に相撲観戦が開放されるようになった。明治に入ると相撲が逆風にさらされるようになり、相撲界は力士だけでなく観客などの風紀取締りにも躍起になった。当然観客同士の喧嘩なども明治初期にはほぼ完全になくなっていたと推測される。相撲場の安全性が確実に間もなく、女性に相撲観戦が開放されたのである。このことから、窪寺、工藤の主張は説得力を持っているように筆者には思われる。

4. 明治時代以降

① 違式註違条例

違式註違条例は当時の東京府府知事が発令した、警察が処罰する軽犯罪についての条例である。その第25条に「男女相撲并蛇遣や其他醜體ヲ見セ物ニ出ス者」²⁷とあり、これが男女による合併相撲が姿を消した直接の原因であると考えられる。

「醜體ヲ見セ物ニ出ス者」という部分から、風俗取締りが目的であることは間違いないだろう。風俗取締りを目的として男女相撲のみが禁止されたのであり、神道との関わりの面から、相撲界が禁止したのでは決してない。また、男女相撲は禁止されているが、女相撲は禁止されていない。

② 山形県の新女相撲

明治15年（1882年）、山形県で石山兵四郎は新しく興行女相撲を発明した²⁸。人気を博し全国を行脚したものの、次第に女性による興行相撲は衰退していった。そして昭和31年（1956年）には、山形県で発生した力芸に重きをおく女興行相撲は幕を降ろしたのである。

資料3は、明治22年（1889年）に清池八幡神社に奉納された、女相撲を描いた絵馬である。神社の鳥居をくぐっている様子が描かれており、境内に向かって一行が歩いていることから、女相撲の興行が行われていたことが推測される。

資料4は、昭和11年（1936年）に岩手県宮古市

津軽石の広場で行われた女相撲の写真である。本物の土俵とはほど遠い土俵が中央にあり、砂を盛っただけの土俵には、四本柱を模した柱に布が巻かれている。土俵上には女力士二名と行司一名がいる。写真右上に柵のようなものに登って相撲を観戦している人が見えるため、物珍しさも加わってなかなかの人気があったことが窺われる。

この2枚の写真は、それぞれ明治22年（1889年）と昭和11年（1936年）のものであり、その間には47年の開きがある。47年間で決定的に変わったのは何か。それは着衣の有無（まわしを除く）である。着衣無し（裸）の女力士の様子が描かれた絵馬が奉納された翌年の明治23年に、警視庁による興行停止命令があった。しばらく下がって大正15年（1926



資料3 女相撲の絵馬

出典：『「歴史街道」七月特別増刊号 相撲なるほど歴史学』、PHP 研究所、1992年、p.113。



資料4 女相撲の様子

出典：亀井好恵「女相撲への憧憬」、『別冊東北学 vol.7』、東北芸術工科大学東北文化研究センター、2004年、p.301。

年)にも、警視庁が浅草興行の中止命令を出している。そして、昭和11年の女相撲の様子を示したものが資料4で、着衣である。この47年の途中を埋める写真資料が見つからないので、推測以上のものではないが、次のことが考えられる。まず女相撲が行われていることは、相撲界にとっては特別の関心事ではなかった。そのため、2度の興行停止命令は警視庁によって行われた。理由は風紀取締りの関係であるとみて間違いない。しかし女相撲が着衣によって行われるようになると、女相撲の幕が降ろされるまでは停止命令は受けなかった。脱衣の状態では風紀取り締まりの関係上、停止命令を出さざるを得なかったが、着衣によって行われるようになると停止命令の必要がなくなったのである。興行元が違う、行われる場所(土俵)が違うなどの事情で、相撲協会は女相撲に関与しなかったのかもしれないが、当時協会の目に、女相撲ははたしてどのように映っていたことであろうか。

IV. 相撲の地位と地位向上のための動き

相撲には、裸体にまわしのみという姿や、芸能としての性質を持ち合わせていたことなどから、しばしば停止や禁止などの危機にさらされてきたという歴史がある。相撲(取)はそれぞれの時代でどのような地位にあったのか、そしてどのようにして危機を乗り越え、また地位の確保・向上のためにいかなる工夫をしてきたのかはあまり知られていない。

そこで本節では相撲における最も重要な時代をなすであろう「平安時代」「江戸時代」「明治時代」のそれぞれについて、相撲(取)の地位と、地位の確保・向上のための動きを見ていくこととする。

1. 平安時代

筆者は、平安時代に行われた「相撲節」こそが現在の相撲の起源であると考えている。

相撲節は弘仁12年(821年)に宮中行事として定められ、射礼、騎射とともに宮中の重要儀式で

ある「三度節」に数えられた。全国から集められた「相撲人」が天皇や貴族の前で相撲を行うというものであるが、宮本徳蔵は相撲節についてこう説明する。「当日、親王や公卿をしたがえた天皇が紫宸殿のうちに着座すると、左右に分かれた力士はひとりずつ呼び出された。かれらは烏帽子をかぶって狩衣をまとい、剣を佩いた戦士の姿であった。だが狩衣の下は袴も下着もつけず、素裸にフンドシを締めこんでいるのみで、もちろん跣である。方屋と呼ばれる支度部屋を出ると、おのれの珍妙な恰好に恥じ入るごとく大きな体をちぢめがちに列席の朝臣たちのあいだを歩き、相撲場にいたった。そこでは狩衣と剣をもはずしてフンドシひとつになり、相手方と対戦させられた。くぐぐぐぐ説明をするまでもなく、これは明らかに降伏と武装解除を暗示するシンボリックな儀式なのである」²⁹。また和歌森太郎は、「やはり天皇を中心にした公地公民の一元的な集権国家を確立したその時代に、全国の代表的な相撲人を集めて、天皇の前において東日本、西日本の運勢をはかり、地方の事情を中央に理解させたり、中央の形態を地方に知らしめようとする、そうした中央、地方の交流をはかることによって国家の固めを強くしようとした、そういう意図もこの節会相撲には考えられなければならないからである」³⁰と述べている。つまり、地方が中央に対して武装解除や服従を示す、そういった中央の意図で生まれ受け継がれていった「儀式」が相撲節だったのである。相撲を取るのではなく、相撲が行われる場面が設けられることに最大の意義があったようである。相撲は中央の企図によって利用されていたとすることができるであろう。

こうして、平安時代の相撲は、相撲取が意図するとしないとにかかわらず、中央政権の支配層と深い関係を持ち、支配層にとって必要不可欠な存在であった。しかし、支配層と関わりを持っていたからといって、当時の相撲取の地位が高かったとはいえない。そのことは、支配層が相撲節を催した意図からも明らかである。

平安時代の相撲取は江戸時代以降に見られる職

業的な相撲取ではなく、全国から集められた各々生業を持つ人々であった。その特性を考えると、平安時代の相撲取の地位を一様に規定しようとするのは困難であり、また当時の相撲取に相撲取としての地位や相撲の地位を向上させたいという思いがあったとは考えがたいのである。よって平安時代の相撲取については、支配層にとって不可欠な存在であったと述べるに留めておこう。

2. 江戸時代

承安4年(1174年)に相撲節は廃止されたが、その後も鎌倉時代・室町時代では将軍による上覧相撲が行われ、相撲文化は受け継がれていった。そして安土桃山時代に入ると「お抱え力士」という新しいシステムが登場した。窪寺はお抱え力士について次のように述べている。「安土桃山時代には、織田信長が近江・京都出身の相撲取を百石に取り立てたのをはじめ、豊臣・毛利・大友・長宗我部などの大名が、弓術・槍術・馬術の得手に準じ相撲取を戦力として召抱えるとともに、大名による相撲見物もさかんになった」³¹。江戸期当初にもこのお抱え力士のシステムが継承されるが、その江戸時代こそ相撲人気が発見し、相撲と相撲取の地位向上が果たされた時代なのであった。

① 相撲の地位

江戸時代には、安土桃山時代に始まったお抱え力士のシステムが継承されていた。しかし、大名の「お抱え」になれなかったものもいる。ここでは後者に注目したい。江戸幕府は、慶安元年(1648年)2月、寛文元年(1661年)12月、寛文13年(1673年)5月に勧進相撲と辻相撲³²を禁止しているが、その後貞享元年(1684年)には再び勧進相撲が許可される。その理由を、三田村鳶魚はこう言う。「相撲取であって諸大名に抱えられもせず、部屋も持っておらぬというような者、すなわち当時の言葉で浪人相撲と申しておった、そういう者どもの世渡りのために勧進相撲を許可する、ということでありました。…相撲が好きで腕っ節の強い、相撲でございと言って威張っているやつが、大名にも抱えられず、勧進相撲もなしでは飯が食えない。こういう手合が悪いことをしたり、乱暴を働いた

りしてはいけないから、営業的に相撲を取ることを許したので、その条件として、勧進元が出来てきたわけでありませう」³³。

もともと江戸幕府が勧進相撲を禁止した理由は、当時「任侠」が一般庶民を困らすようなことがたびたび起こっており、勧進相撲や辻相撲はそれを助長するというものであった。しかし禁止してみると、今度は浪人相撲が「任侠」のようなことをするようになったのであろう。三田村の言う勧進相撲の許可理由と、今日「任侠」が存在する理由は似ているように思う。いわば両者はともに必要悪であり、そう考えると江戸時代初期の相撲取の社会的地位も想像に難くないであろう。

② 相撲地位向上への動き

近世中期まで、相撲などの勧進興行に際して、「えた」に櫓銭をおさめるという慣行があった。元禄年間から正徳年間(1688~1716年)の勧進相撲興行では相撲側はこの慣行を守っていたが、享保年間(1716~1736年)の頃になると、櫓銭の納入を拒否することがあった。相撲側が櫓銭を拒否することが続き、宝暦8年(1758年)の興行の際「えた」と相撲側で衝突が起こったのである。この出来事は「八王子出入一件」と呼ばれるもので、以下のようなものである。「宝暦八年、武蔵国多摩郡八王子村において相撲年寄玉垣額之助が晴天五日の相撲興行を行おうとしたところ、八王子近辺の『えた』が見物にきて、相撲側が見物させない旨を伝えると、『えた』側が大勢で罷り越して口論に及び、そこで相撲側が三日限りで興行を中止して江戸に帰り、町奉行土屋越前守正方に訴え出たという一件である。訴人の玉垣額之助と惣年寄木村瀬平は、相撲興行ができないと『家業に相成らず、大勢の年寄・門弟ども』が難儀するから、穢多弾左衛門に命じて、『えた』が相撲場に来ないようにしてほしいと願った。この訴えを取り上げた町奉行の掛り吟味役中村八郎右衛門は、双方を召出し、吟味の上で内済にしようとしたところ、相撲側の行司木村庄之助一人が残って、吟味役に、禁廷節会の相撲故実、行司・相撲家筋の儀をつぶさに上申した。この結果、奉行所は、今後津々浦々に至る

まで『えた』の相撲見物をさせないことを弾左衛門に命じ、請証文を呈出させたという」³⁴。相撲故実や家筋に関しては、高埜の研究などにより江戸時代に「創り上げられた」ものだということがわかっている。八王子出入一件の詳細を見る限り、江戸時代にはすでに、世間が相撲界の企図に翻弄されていることがよくわかる。「えた」は勸進興行の検問などの役割を持っていた。相撲（取）は「えた」に検問などをされる、つまりは管理される立場だったのだろう。そのような関係から一気に形勢を逆転させたのが、「八王子出入一件」論争である。

以上のように、権力者との関わりを持つことに加え、「えた」との差別化を図ることにより、江戸期の相撲（取）は地位を向上させていった。大名や将軍と関わりを持つことによって、地位のいわば「絶対的」な向上を図ったとすれば、「えた」との差別化においては、「相対的」な地位向上を企図したと言ってよいかもしれない。

さて、女性は、形はさまざまであっても、長い間相撲と関わりを持っていた。江戸期には女相撲もかなりの人気を博していた。このことは既述の通りであり、紛れも無い事実である。しかし、「古くからの神道との関わり」という理由によって、相撲から女性は排斥されていった。明治の男尊女卑の風潮も加わってか、相撲は男性のみによって行われる「国技」となった。「えた」に関わっての相撲地位向上の一連の動きと、筆者の考える女性に関わっての相撲地位向上の一連の動きは酷似してはいないだろうか。

3. 明治時代

明治2年（1869年）の版籍奉還と明治4年の廃藩置県により大名勢力は壊滅し、大名によって生活を支えられていたお抱え力士は危機的な状況に陥った。また、文明開化の趨勢により、相撲自体も大きな危機に直面した。しかし、相撲が「国技」となったのもまた、明治時代なのである。存続の危機に直面しつつも、それを回避し、国技にまで上り詰めた明治時代は、相撲にとって非常に重要な意味を持つ時代である。

① 相撲の地位

不平等条約である修好通商条約の改正交渉（明治5年）において、未だ近代国家ではないという理由で条約改正の申し入れを断られたことなどもあって、日本国家の「近代化」が急務とされることになった。そこから、欧米化の動きが強まり、「脱亜入欧」を象徴する鹿鳴館が建設されるなどの一方で、旧来の風俗文化の改廃が進められていった。“裸体で取っ組み合う相撲”も前近代的なものともみなされ、相撲界はその存続が危ぶまれるに至った。

先述のように、明治5年（1872年）の違式誣違条例によって、男女による合併相撲が姿を消した。第22条に、「裸體又ハ袒裼シ或ハ股脛ヲ露ハシ醜體ヲナス者」³⁵と規定されているように、肌の露出を極端に禁止したものである。結果的には、違式誣違条例によって男性のみによる相撲が禁止されることはなかったとはいえ、裸体にまわし一つで行われる相撲が、この条例によって窮地に立たされたことは否定できない。

明治10年（1877年）には、相撲は別の危機に直面した。勸進相撲興行は、天保4年（1833年）から回向院で行われるのが慣行となっていた。しかし明治10年、内務卿の大久保利通から神社仏閣の境内での見世物興行の禁止の布達が出され、回向院で勸進相撲興行が行えなくなるという事態が出来たのである。ここには注目すべき点が2つある。まず第1に、明治初頭、相撲はまだ見世物の一種とされていた点、そして第2に、古くから神道と密接な関わりがある相撲が、境内での興行を禁止されかけたという点である。「古くから神道との関わり」を持つ相撲が、神社仏閣の境内から排除されかねないというのは、まさしく由々しき危機的事態であっただろう（相撲界の精力的な交渉によって、興行場所に関しては許可が得られたが）。

② 相撲地位向上への動き

明治16年（1883年）、鹿鳴館が完成したことにより相撲界の危機はさらに強まると思われたが、欧化主義に対する国粹主義の出現や、翌年の明治

17年に天覧相撲が行われたことで、禁止論は姿を消し、相撲は勢いを取り戻すこととなった。そして、明治42年（1909年）、相撲は「国技」となり、不動の地位を獲得するのである。

明治も時代が下がると、欧米諸国から頻繁に貴賓が来日するようになり、外国人の目を気にしての常設館設置の機運が高まり、かくして国技館が完成する。常設館の名称を決定する会議の少し前に、江見水蔭によって初興行披露状が書かれていたが、その中に「抑も角力は日本の国技、歴代の朝廷之を奨励せられ、相撲節会の盛事は、尚武の気を養い来たり」とあり、ここから「相撲＝日本の国技」という認識が広まったところから、国技館と銘うたれることとなったわけである。国家機関が認めたわけではなく、相撲界がいわば自称として揚言したものが瞬く間に広がり、現在でも相撲は日本の国技とされるに至っている。相撲界としては、この命名は、相撲の地位を確固たるものにのし上げた大傑作であったということになる。

このように見てくると、相撲は自らの地位向上のために万策を講じることで、困難を乗り越え、生き残り、国技という地位を手に入れてきたように思われる。ちなみに、江戸期の相撲界の動きについて新田は次のように述べていた。「そもそも木戸銭を求める興行を生業とすること自体への卑賤視もたたかわなければならぬのが、相撲興行集団が背負ったきびしい宿命であった。『相撲は武道である』とか『朝廷の相撲節の故実を伝える』、『だからその他の興行物とは違う』という含意をもった主張は、そうした宿命からのがれようとする相撲興行集団の主張だったのである」³⁶。新田のこの見解は、相撲の女人禁制の「伝統」にも妥当するよう思われる。

V. 女人禁制までの流れ

1. 仏教

仏教が女性差別の立場を取った背景を、本庄良文はこう分析する。「出家者の大半を占める男性にとって、女性は二度と親しむべからざる『憎む

べき』欲望の対象だからである。初期仏典では、断念すべき『欲望の対象』を刃、蛇の頭、毒、熱された鉄球、病、腫物、炭火などに譬え、口をきわめて罵る。『女性蔑視』的な表現はその一環であって、言わば男性向けの説法のための『必要悪』であった」³⁷。また、総合女性史研究会も山岳仏教に関して、「『女』の禁止は僧つまり男性の籠山と反対に女人禁制に転化したと推測される。女人禁制の始まりは、僧の修行の妨げにならないように、ただ『女』であるから女性を禁制したにほかならない。そして、11世紀以降の『女人の穢れ』の確立に対応し、穢れ観をたくみに禁制の論理に組み込むのである」³⁸、と指摘している。仏教では修行の妨げになるために、女性と僧とを引き離さなければならなかった。そのためには男女の違いを利用して、なんらかの形で差別化を図る必要があったのだろう。女性を差別するという目的がまずあって、その目的達成のために様々な事象が後付されていくという構造が見えてくる。

2. 神道

第1節で「穢れ」に触れた際に、「一定期間隔離するという習慣があった」と述べた。つまり穢れは一定期間を過ぎれば解かれるのであり、そのことは「黒不浄」の忌引をイメージすれば理解しやすい。黒不浄と同様に、「赤不浄」や「白不浄」においても穢れは恒常的なものではなく、一定期間に限られていたのではないかと推測される。

成清がまとめた、赤不浄と白不浄の期間的変遷についての資料⁵が、この推測を裏づけるだろう。つまり、女性のみに限定的に関わるとされる赤不浄と白不浄の2つの穢れも、恒常的なものではなく、もともとは一定期間に限られたものだったのである。しかし現代では赤不浄と白不浄は女性が生まれ持った特性であり、恒常的に穢れているかのような捉え方をされている。つまりもっぱら女性のみに関わるとされる2つの穢れは、当初は限定された期間の穢れだったが、時代が下がるにつれて何らかの理由によって期間が拡大され、ついには恒常的なものと見なされるようになっていったと思われる。そして赤不浄、白不浄は様々な領

延喜式	貞觀式	弘仁式	養老令	律令制成立以前	産穢
七日の忌み	七日の忌み	七日の忌み	(産産警見の禁忌) 産産習俗	確認できない (産産警見の禁忌) 産産習俗	
宮女は祭日の前日に宮中より退出	宮女は祭日の前日に宮中より退出	不明	確認できない	確認できない	産穢(月経の忌み)
宮女は祭日の前日に宮中より退出	宮女は祭日の前日に宮中より退出	不明	確認できない	確認できない	妊婦への忌憚

資料5 穢れの期間の変遷

出典：成清弘和『女性と穢れの歴史』，塙書房，2003年，p.73。

域で女人禁制を正当化するための観念として利用されるようになったのではないだろうか。

月経や出産は男性にはない女性に特有のものであるが、先述の通り、赤不浄はもともと月経に限定されておらず血全般を対象としていた。当然ながら、日常で男性も出血することがありうるわけであり、したがって総合女性史研究会が言うように、「園韓神祭（そのからかみのまつり）で男性官人の『血鼻の穢れ』のため代理をたて、伊勢の奉幣では『鼻血』を出した女性官人がはずされた。春日祭に内蔵（くら）寮の官人が乱闘のすえ『血を出す』ため使者を停止し、藤原忠平は痔の『血出づる』ため奉幣してよいかどうかを検討させている。血穢には男性・女性の区別がなく、男性の出血も明らかに穢れとされている。月経はもともと血穢の一部にすぎず、血穢も女性に固有ではなかった³⁹，ということになる。引用文中の藤原忠平は、880年に生まれ949年に没した平安時代の公卿である。つまり平安時代には男性にも血穢が

あるとされていたことがわかる。もともとは性別に関わらず、血は穢れているとされていたのである。

当初は男女に共通していた血穢が、時代の経過と共に月経の際の血に限定されるようになり、血穢は女性特有のものへと変わっていった。女性だけを穢れた存在にするために、月経という女性に特有の血穢を強調したものと云わざるを得ない。

3. 仏教と神道の共通点

仏教では修行の妨げになる女性を排除する必要性から、女性は穢れているとされた。女性が穢れているという事実や考え、教えがあったから女性を差別したのではなく、女性を差別する必要があるために穢れ観や「血盆経」などが利用されたのであろう。神道にも、同様のことが言えよう。穢れはもともと時間的にも空間的にも限定されたものであり、後世で言われるような恒常的な穢れではなかった。また血穢に関しては、男性にも共通する穢れであったのが、時の経過とともに月経のみが注目されるようになり、ついには女性特有の穢れとされたのである。つまり神道も、原因は必ずしも明らかではないものの、女性を差別する必要があるため、そのために穢れ観が利用され、それが少しずつ姿を変えていったのである。繰り返しになるが、穢れていたから差別されたのではなく、差別するために穢れなどが創出され利用されていったということであろう。

4. 相 撲

相撲に関する諸著作・諸研究において、「女人禁制」という言葉は限定された場面でしか用いられていないように思われる。それは「相撲は現在でもなお女人禁制であるが、その理由は…」という場面・文脈である。そして、大抵の場合に、神道の穢れ観や血盆経が持ち出される。つまり、現状と起源とについてしか言及されておらず、その間の諸時代に女人禁制があったかどうか、その実態はどのようなであったか、などには全く触れていないのである。本当に相撲は、古くから女人禁制を取っていたのだろうか。

筆者は、明治期に神道の穢れ観を利用して、女

人禁制という「伝統」が虚構された、と考える。あるいは、相撲における「女人禁制の伝統」は、1400年の歴史を持つとされる相撲にとっては、非常に歴史の浅い「伝統」であるといったらよかるうか。神道や仏教の女性差別確立までの流れと同様に、相撲も女性を差別する必要があって、その理由付けとして穢れ観などが「後付け」されたと考えられるのである。

相撲が女性を差別した理由としては、相撲(取)の地位確立という目的がやはり第一に挙げられるであろう。江戸時代に行われていた盲人と女性による合併相撲などの醜悪さは、相撲が地位を確立するためには大きな妨げになったはずである。女相撲を容認してしまうと、盲人と女性による合併相撲の醜悪さが明るみに出てしまう可能性がある。合併相撲の様態は、先にも触れたが、少なからず盲人に対しての民衆の差別的な感情を煽っており、差別を助長する働きがあったと言っても過言ではない。この歴史的事実は、生き残りや地位向上を図りたい相撲界にとっては、強い逆風であったであろう。相撲界は女人禁制を取ることで、人々の意識から“醜悪な相撲”が消え去ることを期待したのではないだろうか。

また、相撲の地位確立に関して、外国の目を強く意識していたことも忘れてはならない。風見は、東京日日新聞に掲載された板垣退助⁴⁰の談話を引いて、「国技館の設立は時勢に応じて出来たものである。維新前、未だ外国と交通が無かった時は兎もかく、今日の如く欧米諸國から貴賓が来るやうになり、随て我國固有の相撲が海外人に見られるやうになっては、如何しても常設館が無くては不可ない。茲に於て、古來曾て其の例の無い常設館を建てることになったのである」⁴¹、と記している。女性が土俵上で“取っ組み合う”様子は、文明国家のものではないと考えられたのだろう。近代化・文明開化を図る日本の視点と相撲界の思念が合致したことも、女人禁制が進められた原因の一つであろう。また、家制度の制定に集約される男尊女卑の土壌が、相撲の女人禁制を浸透させていった理由の一角をなすことも疑いない。

しかし、男尊女卑の土壌など、いかに女人禁制が受け入れられやすい風潮があったとしても、女相撲を禁止するためには、人々を納得させられるだけの(あるいは屈服せざるをえない)明確な理由が必要であったであろう。そこで相撲界は、「神道との関わり」という錦の御旗を掲げたのではなからうか。神道は穢れ思想により女性を差別する、ということは人々に広く知れ渡っていたはずである。では、相撲の女人禁制の論理に仏教も組み込めば良かったのではないか、という想定もありうる。しかしこれまで見てきたように、仏教は、それが仏教本来の教義かどうかはともかく、女性を差別するだけではなく、障害者や相撲取をも差別する。その点で、相撲界の立場から言えば、仏教は「都合の悪い」宗教だったのである。

こうして相撲界は、神道との関わりによる女人禁制を「伝統」として、何人も異論を唱えられないような理由を創り上げ、女人禁制を確立した。以上が筆者の考える、女相撲禁止と女人禁制の成立過程である。

最後になるが、相撲と神道の関わり自体が明治以降につくられたもののだとは、筆者は考えていない。相撲と神道との関わり自体は、古くからの伝統である。このことに関しては、全く異論はない。第2節で述べた伊予大三島の大山祇神社の「一人角力」のような、一見風変わりな神事相撲を今もなお保存し続けている神社が日本にはいくつもある。それぞれの故実をひもとく余裕はなかったが、各々由緒あるものだろうことは想像に難くない。各神社に伝わるそのような故実を、明治以降に相撲界が創らせたというのは考えにくい。また、歴史は比較的浅いが、塩をまく、四股を踏むなどの神道性を帯びた所作は、江戸時代にはすでに始まっていたことがわかっている。決して明治以降に創られたものではないのである。

それゆえ、相撲と神道との関わりが長い歴史を持つこと自体に疑う余地はなさそうである。しかし、神道が持つ女性に対する穢れ思想と、これにもとづく女人禁制というものが前面に出てきて、相撲に大きな影響を与えたということについて

は、それほど古い歴史があるように思えない。相撲と神道との関わりは古くからのまさしく「伝統」であるが、「相撲は神道との関わりがあるから女性を排除する」というような論理は、明治以降に相撲界の企図によって虚構されたものであると考えられるのである。

注

- 1 鈴木正崇『女人禁制』, 吉川弘文館, 2002年, p.19。
- 2 内館牧子『女はなぜ土俵に上がれないのか』, 幻冬社, 2006年, p.53。
- 3 もともとは血全般を赤不浄と見なしていたが、最近では女性の月経の際の血のみに限って言われる場合が多い。
- 4 成清弘和『女性と穢れの歴史』, 塙書房, 2003年, p.148。宮田登『ケガレの民俗史 差別の文化的要因』, 人文書院, 1996年, p.125。
- 5 鶴岡瑛『女性と仏教』, 朝日新聞社, 2003年, p.124。
- 6 窪寺絃一『日本相撲大鑑』, 新人物往来社, 1992年 p.211。
- 7 新田一郎『相撲の歴史』, 山川出版社, 1994年, p.61。
- 8 前掲窪寺『日本相撲大鑑』, p.192。
- 9 村山修一『修験・陰陽道と社寺史料』, 法蔵館, 1997年, p.167。
- 10 門馬幸男『差別と穢れの宗教研究』, 岩田書院, 1997年, p.30。
- 11 前掲門馬『差別と穢れの宗教研究』, p.31。
- 12 喜多村筠庭『嬉遊笑覧(二)』, 岩波書店, 2004年, p.343。
- 13 久保田展弘『修験道・実践宗教の世界』, 新潮選書, 1988年, p.140。
- 14 山田知子『相撲の民俗史』, 東選選書, 1996年, p.155。
- 15 『日本書紀 上 日本古典文学大系67』, 岩波書店, 1967年, p.488。
- 16 前掲喜多村『嬉遊笑覧(二)』, p.343。
- 17 勧進の際の見物席のこと。
- 18 前掲新田『相撲の歴史』, p.230。
- 19 横山健堂『日本相撲史』, 富山房, 1943年, p.153。
- 20 『「歴史街道」七月特別増刊号 相撲なるほど歴史学』, PHP 研究所, 1992年, p.85。
- 21 山東京伝「玉磨青砥銭」『新日本古典文学大系85』, 岩波新書, 1990年, p.58。
- 22 前掲横山『日本相撲史』, p.154。
- 23 朝倉無聲『見世物研究』, 思文閣出版, 1977年, p.64。
- 24 前掲窪寺『日本相撲大鑑』, p.112。
- 25 工藤隆一『力士はなぜ四股を踏むのか?』, 日東書院,

2007年, p.160。

- 26 前掲窪寺『日本相撲大鑑』, p.112。
 - 27 国立公文書館所蔵「違式註違条例」
 - 28 千葉由香「やまがた女相撲異聞 <前編> 興行団・石山女相撲の80年」, 『別冊東北学 vol.6』, 東北芸術工科大学東北文化研究センター, 2003年, p.277。
 - 29 宮本徳蔵『力士漂泊 相撲のアルケオロジー』, 小沢書店, 1985年, p.35。
 - 30 『和歌森太郎著作集第10巻』, 弘文堂, 1981年, p.253。
 - 31 前掲窪寺『日本相撲大鑑』, p.58。
 - 32 人の集まる場所で、素人が勝手に寄って集まって行う相撲。野相撲, 草相撲。
 - 33 『三田村鳶魚全集 15相撲の話 江戸雑録』・中央公論者・1976年, p.15。
 - 34 高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』, 東京大学出版会, 1989年, p.13。
 - 35 国立公文書館所蔵「違式註違条例」
 - 36 前掲新田『相撲の歴史』, p.223。
 - 37 本庄良文「初期仏教は女性をどう見たか」, 『季刊仏教15 差別』所収, 法蔵館, 1991, p.78。
 - 38 総合女性史研究会『日本女性の歴史—文化と思想』, 角川選書, 1993年, p.49。
 - 39 同上, p.47。
 - 40 板垣退助は当時常設館設立委員長を務めていた。
 - 41 風見明『相撲, 国技となる』, 大修館書店, 2002年, p.63。
- (なお、引用文中のルビは、原文にしたがっていない。)

(吉崎 祥司 旭川校教授)

(稲野 一彦 札幌市立伏古北小学校教諭)